

○南九州市環境基本条例
令和元年6月28日
条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、本市の環境をより良くし、将来の世代にその環境を引き継いでいくことができるよう、環境の保全について基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 環境の保護及び整備を図ることによって、現在の環境を良好な状態に維持し、又は形成することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境を保全する上で支障を来すおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、森林の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民の健康で文化的な生活の基盤となる健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、将来にわたって維持していくことができるように行われなければならない。

2 環境の保全は、市、市民及び事業者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組み、環境への負荷の少ない循環型の社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 地球環境の保全は、地域における事業活動や日常活動の環境への負荷により、地球環境問題を引き起こしているという認識の下、全ての事業活動及び日常生活において、地球環境にやさしい行動が積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、本市の自然的社会的条件に応じた環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施することとする。

2 市は、施策の実施に当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、住みよい環境を築くため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、地域の環境の保全に関する活動への参加に努めるとともに、市が実施する環境保全の施策に協力することとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境を損なうことがないように、自らの責任と負担において、これに伴って生じる公害等を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、自ら行う事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の発生抑制等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 事業者は、地域の構成員として、地域の環境の保全に関する活動への参加に努めなければならない。

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 人の健康が保護され、生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、河川、沿岸等における多様な自然環境が地域の自然的社会条件に応じて保全されること。

(3) 人と自然との調和が保たれ、良好な都市景観及び居住環境が形成されること。

(4) 公害の防止、廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用等により、環境への負荷の低減が図られること。

(5) 環境保全に関する教育及び広報活動の推進により、環境に対する意識の高揚が図られること。

(6) 地球環境の保全が積極的に推進されること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標、施策の基本的方向その他必要事項について定

めるものとする。

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者(以下「市民等」という。)の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、南九州市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、これを実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全について配慮するものとする。

(環境学習等の推進及び自発的活動の促進)

第10条 市は、環境に関する学習及び環境教育の推進並びに広報活動の充実により、市民等が環境の保全についての理解を深めるとともに、環境の保全に関する活動が自発的かつ積極的に行われるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の提供等)

第11条 市は、環境に関する学習、環境教育の推進、市民等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、必要な情報を収集するとともに、適切に提供し、市民等と情報の共有化を図るものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、環境の保全を図るため必要があると認めるときは、規制の措置を講ずるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。